

## 経営強化コンサルプロジェクト事業実施要領

### 第1 趣旨

一般財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）は、経営改善に意欲のある農業者（農業法人含む。以下「農業者」という。）の更なる経営強化を図るため、大阪府と連携して、農業ビジネスコンサルタント（以下「専門家」という。）と大阪府の普及指導員等で編成する支援チームにより、マンツーマン方式の経営指導事業を実施する。

### 第2 指導期間

同一の農業者を対象に、本事業を行う期間は、原則として3年を限度とする。

### 第3 指導対象農業者の要件

指導対象農業者の要件は、原則として次の①から④の全てを満たす農業者とし、同意書（様式第1号）を提出した者とする。

- ① 大阪府内在住又は所在（農業法人）
- ② 現状の販売金額概ね1,000万円以上で、さらなる経営強化を目指す、若手を中心とした経営体あるいはその後継者（概ね年間20名）
- ③ 経営改善意欲が高く、実現性が高い計画を検討するものであること
- ④ 経営状況等を公社及び大阪府等に対して開示し、指導にも積極的に応えること

### 第4 指導対象農業者の募集、審査及び決定

- 1 公社は、指導対象農業者について、ホームページ等により広く募集を行う。
- 2 本事業による専門家の派遣を希望する農業者は、公社が定める期日までに経営強化コンサルプロジェクト事業申込書（様式第2号）を提出する。
- 3 公社は応募者を対象に、5の審査基準に基づき、指導対象農業者を決定する。
- 4 審査は、申込書による書類審査および面接による個別質疑（面接審査）を行い、総合的に評価する。

公社は指導対象農業者を決定したときは、その合否について応募者に対して速やかに通知する（様式第3号）。

- 5 審査基準は次のとおりとする。
  - ① 経営改善意欲が高い者であること
  - ② 経営改善について明確な目標を持っている者であること
  - ③ 自己の経営について、客観的な分析ができている者であること
  - ④ 現状の農業経営に照らして、目標設定が妥当な者であること
  - ⑤ 大阪農業のリーダーにふさわしい資質を有している者であること、また、社会・地域への貢献意欲が高い者であること

## 第5 専門家の選定及び派遣

- 1 各農と緑の総合事務所（以下「総合事務所」という。）は、公社と事前に協議の上、指導対象農業者ごとの経営状況診断を行い、指導方針を作成する。
- 2 公社は、指導対象農業者に適した分野の専門家等で構成する支援チームを編成し、派遣する。

## 第6 経営戦略部会の審議

第4の3の指導対象農業者の決定及び第5の1の指導方針の作成並びに第5の2の支援チーム編成・派遣の決定にあたっては、大阪府農の成長産業化推進会議に設置されている経営戦略部会に諮らなければならない。

## 第7 指導方法

- 1 本事業では、概ね1年目は現状・問題点の把握及び経営強化策の提案、2年目は強化策の実施・確認、3年目は実施・確認後の再提案等、経営強化支援を行う。
- 2 派遣は、1農業者あたり年間6回程度（1回あたりの面談時間は1時間30分程度を目安とする）とする。但し、参入企業の場合は年間2回程度とする。  
派遣時以外の指導については、総合事務所が中心となっていくものとし、いずれの場合も指導内容は、速やかに農家カルテに記入する。
- 3 派遣に際しては、総合事務所が専門家と日時等を調整して決めるものとし、原則として、農業者の自宅やほ場、作業場、または会議室等において面談により、コンサルティングを実施するものとする。また、電子メールや電話（テレビ電話やスカイプ等を含む）で面談と同等のコンサルティング効果が得られると支援チームが判断した場合は、その方法で実施しても差し支えない。

## 第8 指導体制及び情報共有

- 1 コンサルティング内容については、公社が設置する共有ファイル（経営強化コンサルティング業務管理表）に速やかに記入するものとし、経営戦略部会の構成員間で情報共有を図るものとする。
- 2 総合事務所は、事業を総括する者1名を含むチームを結成し、農家カルテをもとに月1回程度情報を共有し、農業者に対する指導と進捗管理を行う。
- 3 農政室は、適宜、総合事務所及び公社と情報共有を行い、全体の進捗管理を行う。

## 第9 経営改善事例の波及

公社はコンサルティング事例について、年に1回程度、大阪府農の成長産業化推進会議等で報告し、経営改善効果の波及を図る。

また、その内容を事例集として取りまとめ、農業者の経営改善意欲向上のために活用する。

## 第10 その他

指導対象農業者は、やむを得ない事由により本事業を中止する場合は、速やかに経営強化コンサルプロジェクト事業中止届（様式第4号）を公社に提出する。

### 附 則

- 1 この要領は平成30年 6月20日から適用する。